

## 防府市保育協会補助金交付要綱

平成13年4月2日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市内の保育所（園）における保育の充実及びこれに携わる職員の資質の向上を目的に、市内の保育所（園）が入会する防府市保育協会（以下「協会」）の実施する事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

(補助金の交付の申請)

第3条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市保育協会補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 予算書

(2) 事業計画書

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により協会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 前条の規定により通知を受けた協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により協会より補助金請求書を受理したときは、30日以内に補助金を協会に支払うものとする。

(実績報告)

第6条 協会は年度終了後遅滞なく実施事業に関する資料及び決算書を、市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 協会は、当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他の関係資料を整備し、市長の要請に応じて閲覧に供し、調査し、また報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。